

1 部活動の意義と方針の趣旨

(1) 部活動の意義・目標

- ア 自己の興味関心や適性等に応じて選択した活動に自主的、自発的に取り組めるようにすることで、自己肯定感を高めるとともに個の伸長と望ましい自己実現を図る。
- イ 異年齢集団での活動や自校外の社会と関わる活動を通して、人間関係形成能力や社会貢献、責任感、協調性、連帯感等の社会を形成する一員として必要な資質・能力を養う。
- ウ 生徒一人一人の豊かな人生につながるよう、部活動を通して生徒の健やかな心身の成長や充実した学校生活の実現を目指す。

(2) 部活動運営の基本方針

- ア 教育課程の一環であることを踏まえ、学校教育目標との関連を重視する。
- イ 生徒の自主性、自発性を促し、それを生かした活動計画や活動内容を設定するとともに、集団の運営に関わる自治意識を涵養する。
- ウ 運動や表現の喜びを感じながら、安全で安心な活動ができる環境の整備に努める。
- エ 保護者との連携を密にし、その理解と協力を得ながらの運営に努めるとともに、地域の教育力の積極的活用を図る。

(3) 運営の重点

- ア 学校教育目標で目指す「自律」「尊重」「挑戦」の資質・能力の育成
- イ 活動上の安全確保を第一とした指導支援体制の構築
- ウ 生徒同士、生徒と指導者の良好な関係に基づく自治的、自律的集団の形成

2 適切な運営のための体制整備

(1) 校長の取組

- ア 職員の指導歴や特性、希望を考慮し部活動担当者を決定、配置する。また、部活動委員会を組織し、担当者の中から任命した部活動主任を中心に合議制による運営を進める。
- イ 部活動運営方針を策定しHPで公表するとともにPTA総会等の場で保護者への周知を図る。
- ウ 学校事情に応じた適正な部活動数の設定や専門性や経験等を考慮した指導者の配置など、円滑な運営ができる学校体制を構築する。
- エ 大会参加にあたっては、参加人数や引率業務の内容、校内担当者の事情等を考慮して必要な引率者を決定し、引率を指示する。
- オ 各部の活動場所を随時点検し、危険な箇所への修繕を行うなど安全に活動できる環境を作る。
- カ 部活動主任と連携し、状況に応じて生徒の安全や健康の確保に必要な措置を速やかに講じたり、活動上の約束事の遵守を促したりする。
- キ 生徒や指導者の負担過重にならないよう、部休日の確実な確保を行うとともに、活動時間や内容、土日の大会参加状況等を点検し必要に応じて制限を加える等の対応を取る。
- ク 校内指導者の要望等を基にしながら、指導者の負担軽減や生徒への専門的指導の充実を期して外部指導者の導入を積極的に推進する。
- ケ 不適切な指導が生じないよう、部活動の指導のあり方に関する研修を行う。

(2) 部活動担当者の取組

- ア 部休日の設定や生徒の体調等を考慮しながら適切な年間計画や月計画を立案し、生徒や保護者、職員に周知する。
- イ 生徒の実態や要望、活動の安全に配慮しながら、生徒の興味関心や技能の伸長につながる効果的、効率的な1日の練習内容を設定し、それに沿った指導を行う。
- ウ 生徒とのコミュニケーションを大切に、生徒一人一人の集団の形成者としての資質・能力を高めつつ、生徒を主体とした望ましい集団づくりを支える。
- エ 生徒に活動の充実感や成長の喜びを味わわせるよう、指導法について自己研修に努める。

3 運営の実際

(1) 入部・転部・退部の手続きについて

- ア 入部は任意制とする。転部や退部の希望があった場合は、必要な手続きに定めて認める。
- イ 水泳部とスキー部は季節部とする。

(2) 活動時間や活動休止日について

- ア 活動時間は平日2時間程度、休日は大会や練習試合を除き3時間程度とする。
- イ 平日の1日に加え、土日は少なくともいずれか1日を休止日とすることを原則とする。ほかにテスト前3日間には休止日を設ける。また、学校閉庁日は活動を休止する。

(3) 外部コーチについて

- ア 外部コーチは許可制とする。許可は校長が行う。
- イ 校内の担当者は、保護者と外部コーチ本人の同意を得て許可申請書を校長に提出する。校長は外部コーチと面談を行い、指導上の留意事項を共通理解した上で承認する。

(4) 活動の円滑化について

- ア 部活動主任は必要に応じて担当者会を招集し、活動の約束事の確認や課題への対応策の協議を行う。
- イ 生徒の自主性や自治意識の涵養、部活動に取り組む者としての一体感を醸成するために、生徒の代表者によるキャプテン部長会議を定期的に招集する。

(5) 大会等への参加について

- ア 校内の担当者は、大会等への参加について事前に校長の許可を得る。
- イ 校内の担当者は大会参加計画を作成し、生徒や保護者、職員に周知した上で引率指導する。

(6) 部活動の運営に係る費用について

- ア P T A会費から、生徒活動費として各部の活動補助に充てる。
- イ 上記の費用の徴収については、P T A総会での承認を得て行う。また、その管理については主任主査が行う。
- ウ 費用の使用については、校内担当者が必要性を吟味して主任主査と協議の上で行うか、担当者がその使用について保護者会に委任して執行できるものとする。なお、全保護者に対して、決算等の報告を行うものとする。

4 生徒の安全確保・事故防止について

(1) 事故防止のマネジメント（安全管理・指導体制）

- ア 「増田中学校 学校安全・危機管理（防災）マニュアル」を作成し、それに基づく安全管理や指導を行うとともに、常にマニュアルを点検し改善を図る。
- イ 担当者が活動場所にいることを原則とするが、それが難しい場合は活動の休止や待機、別の職員による活動の監督ができる体制を整える。
- ウ 養護教諭と連携し、生徒に事故がある時は迅速な救急措置を執る。けがの程度が重い場合は速やかに医療機関に接続する。また、緊急を要する場合でなくても、保護者への報告は確実にを行い、経過観察を依頼する。
- エ 横手市主催や共催の大会や発表会、コンクール、また中体連主催の公式大会の参加については、その移動に市のスクールバスを利用する。その他の大会や練習試合等については、保護者の了承の下、保護者の自家用車を利用する。

(2) 施設・設備・用具等の管理

- ア 月1回の定期設備点検のほかに、管理職は随時活動場所を見回り安全点検をする。また、校内担当者はその日の活動前に可能な限り活動場所の状況を目視により確認する。
- イ 雨天時の校内活動場所を明確に区分けし、生徒の接触による事故防止に努める。
- ウ 校内担当者は活動前後、活動中に用具の点検を行い、危険な用具の修繕並びに破棄を行う。

(3) 生徒の健康状態の把握と配慮

- ア 校内担当者は活動前または活動開始時に健康観察を確実にを行い、体調不良の生徒には活動を休止または禁止する。活動中に体調が悪化した生徒にも同様とする。
- イ 校内担当者は練習内容の工夫によりけが防止に努めるとともに、生徒が自身の健康を自己管理できるよう、必要な知識や技能についても指導を行う。
- ウ 感染症拡大のおそれがある状況では、管理職の指導の下、部活動委員会で協議し、活動の様態の変更や活動自体の休止を行う。

(4) 環境条件への対応

- ア 部活動担当者は、気象等の環境条件についての情報収集を行うとともに、異変が予想される時には積極的に活動を中止する等、生徒の安全確保に努める。
- イ 熱中症による事故を防止するため、「横手市立小・中学校熱中症予防ガイドライン」「増田中学校 学校安全・危機管理（防災）マニュアル（P13）」を参考にして、環境省の「熱中症予防情報サイト」等による情報収集及び熱中症指数の測定等、その結果により活動時間の短縮、活動内容の変更、活動の休止等の措置を講じる。

5 体罰・ハラスメントの根絶及び不祥事等の防止

(1) 体罰等の防止と不適切な指導の是正

- ア 担当者会等を通じて、体罰は許されないと認識を共有し、その根絶を図る。
- イ 校内担当者は上記の認識を外部コーチや保護者とも共有するとともに、自らの指導を顧みてハラスメントに該当する指導がなかったか点検する。併せて、上下学年間のあるべき関係について生徒が考えたり話し合ったりする機会を設定する。
- ウ 管理職は活動状況を把握し、コンプライアンスの観点から適切な指導や助言に努める。
- エ 担当者が日常的に生徒との適切なコミュニケーションに努めるとともに、学校として適宜校内研修会を実施し、事例検討を基にコーチングやストレスコーピングについて理解を深める。

(2) 適正な金銭処理

- ア 学校として徴収した部活動運営の費用は主任主査が通帳管理し、現金での管理は行わない。
- イ 出納簿や通帳等は管理職による定期的な監査を行う。

6 部活動地域展開について

- (1) 地域クラブの設立手続きと関係者への周知
 - ア 地域クラブ設立に関して相談があった場合は、活動内容や活動計画について、横手市教育委員会及び横手市中学校体育連盟と相談・協議する。
 - イ 地域クラブ設立後には、活動内容や募集に関する情報等について、生徒・保護者・増田小学校・地域に周知する。
 - ウ 地域クラブ設立に伴い、部活動の募集停止や継続の判断について「部活動委員会」で検討し、その判断を生徒・保護者・増田小学校・地域に周知する。
- (2) 「部活動改革実行期間」における連携と実施
 - ア 令和8年度から令和13年度までを「部活動改革実行期間」と位置付ける。
 - イ 「部活動改革実行期間」では、地域クラブ活動と密接に連携・調整を図りながら部活動を実施する。
- (3) 教師等の兼職兼業について
 - ア 教職員から兼職兼業の申請があった場合は、その内容を確認し、学校運営への影響及び当該職員の心身の健康等に十分に留意して判断し、横手市教育委員会に申請する。
 - イ 兼業兼務の許可を得て地域クラブ活動に従事している教職員については、従事内容、従事時間及び時間外在校等時間について確認し、必要に応じて当該教職員や地域クラブと協議する。

7 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- (1) 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差が生じることのないように十分に留意する。
- (2) 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動から何うことができる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど多面的に把握し、記載を工夫する。
- (3) その際には地域クラブ運営団体等と必要に応じて情報共有する。ただし、地域クラブが高等学校と直接やりとりすることは想定されない。

本方針は令和8年4月1日より適用する。